

平成 29 年

総務産経常任委員会会議録

平成 29 年 6 月 22 日

田上町議会

平成29年第4回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成29年6月22日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 6番 | 椿一春君 | 12番 | 関根一義君 |
- 4 欠席委員
- 5番 今井幸代君
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 庶務防災係長 | 中野 貴行 |
| 総務課長 | 吉澤深雪 | 政策推進係長 | 渡辺 聡 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 小林 亨 |
| 書 記 | 渡辺 真夜子 |
- 7 傍聴人
- 三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第35号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第36号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中
- 第1表 歳 入
- 第1表 歳出の内
- | | |
|----|------------|
| 2款 | 総務費（1項、5項） |
| 6款 | 農林水産業費 |
| 7款 | 商工費 |
| 8款 | 土木費 |
| 9款 | 消防費 |

議案第 37 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について

議案第 38 号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について

議案第 39 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、全員そろいましたので、これから始めたいと思います。

改めまして、おはようございます。委員長の挨拶というほどのあれではないのですけれども、今日は西日本のほうで大分強い雨が降りまして、被害も、亡くなった方も出ているようで、こちらほうも東北、北陸が梅雨入りということで出たのですけれども、そういう大きな被害が出ないような天気になってほしいなというふうに思っておるところであります。

今日は、委員会構成後、はじめての委員会付託を受けましての案件の審査ということでございますので、真摯な議論をお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（佐藤邦義君） 改めまして、おはようございます。

今ほど委員長さんのお話のように、新潟県もやっと梅雨入りということでなっておりますので、うっとうしい日が続くのかなと思っておりますが、今一般質問の中でも農業問題が3人の方から尋ねられまして、30年問題もあったりして、大変関心が高くなってきているわけではありますが、農家の人に話聞くと、どうもこの天気心配だということではなかなか気温が上がらないので、稲のことを心配しているようですが、少しずつ今週あたりから気温も上がるようでありますので、ぜひそうなってほしいなと思っております。

私も実は新しいこの総務産経のメンバー、はじめて一緒になるのですが、1回はあったそうなのですが、私は出ておりませんので、今日新しいメンバーと一緒に審議をさせていただきますが、よろしくをお願いしたいと思います。

今回は、職員の育児休暇等の条例の一部改正、それからあとは29年度の補正予算の、特別会計もそうありますが、補正予算でありますので、よろしくご協議いただくことをお願いします。よろしくお願ひいたします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ありがとうございます。

それでは、早速始めたいと思いますが、今井委員のほうから欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

それから、今日三條新聞のほうから傍聴の申し出がありますので、これを許可しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本委員会に付託されました案件は、付託議案表のとおり議案第35号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第36号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち2款総務費の1項、5項、それから6款農林水産業費、それから7款商工費、8款土木費、9款消防費、それから議案第37号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第38号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第39号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての5案件でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

それでは、これより議事に入ります。

議案第35号を議題といたします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。議案第35号、説明になりますが、ちょっと時間をおかりしまして1つだけ報告させていただいてよろしいでしょうか。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） はい。

総務課長（吉澤深雪君） 今日お手元に配付させていただきました報告第1号の参考資料ということですが、これは実は既に初日に承認いただきました専決処分との関係の参考資料ということで追加させていただきました。これにつきましては、実は議会運営委員会での専決処分の関係につきまして当事者、相手方の氏名等を問い合わせなり照会等、関根委員から聞かれましたが、ちょっと私のほうの勘違いがありまして、他の市町村も氏名等については全て伏せているだろうということで、その場ではお伝えできませんでしたが、ちょっと私が勘違いしておりまして、他の市町村、全てというわけではなくて、伏せているところもありますが、議会に対してはそれぞれお知らせしていることもありまして、一般には公表しないという部分もありますが、執行に対するチェックという意味では議会のほうには氏名等は、これはやはりお伝えする必要があるだろうということで、今回参考資料の追加ということで配付させていただきました。これについては、以上であります。

では、すみませんが、早速本題の議案第35号の説明に入らせていただきますが、ページは議案書の13ページからになります。田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります、内容的には言葉なり表現なり、制度上の関係で特に大き

く変わる内容ではありませんが、一応法等の改正等によりまして今回改正をお願いするものであります。

内容的には、14ページの裏に資料ナンバー2とありますが、条文の新旧対照表ということでありまして、第2条の2について、ここで児童福祉法の改正ということで養子縁組里親という言葉、こういう言葉が今度法制化されましたので、今まで使っていた言葉を、内容が変わるわけではありませんが、言葉の表現を改正させていただくこと、変更させていただくというものであります。

続いて、第3条関係については人事院の関係、国の関係では運用で認めていたものを今回国家公務員については明文化されましたので、それをあわせまして地方公務員についても、この町職員についても再度育児休業することの要件ということで明文化させていただいたという内容でありまして、内容的には育児休業の関係で保育所等に保育の利用を希望して申し込みを行っていたが、それがなかなか受けられない場合については再度育児休業をとることができるというふうなことを明文化させてもらうというものであります。内容的には、今までも運用はされていたということではあります。それを明文化してしまうという内容であります。

説明については、以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

皆さんのほうからご質疑ございましたらよろしくお願ひします。

では、私のほうからいいですか。資料ナンバー3のここの申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこととありますよね。この当面というのは、これは当面がとれたら、再届け出というか、それはもうそこで消滅するという意味なのですか。この当面というのはどの時期を言っているのか、ちょっと教えていただけますか。

総務課長（吉澤深雪君） 保育が行われるようになれば、当然育児休業等は今度必要なくなるわけですから、それについては保育を行うまでの間は育児休業を申請できると。当然保育が認められるようになれば、育児休業については取り下げというふうな、考え方としては。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 何か一般的でよくわからないのですけれども、育児休業、最高3年ですか。これを延伸できることになるわけですね。そのところをもう一回ちょっと、当面ということ、いや、入れるようになればということは、申し出たときに始期と終期がわからないで申し出をするのですか。

総務課長（吉澤深雪君） 育児休業については、該当になる子供が3歳になるまでの間

で認められていまして、事前に休業申請届けをしていただくということでありまして、今申請があるもの、町職員でいいますと1歳までが大体申請になります。1歳になると、また職場に復帰するという方が多いのですが、中には子供の事情とか家庭の事情、子供の事情、病弱とか何かの関係で2歳までとかという、あるいは1歳半とかという子も、そういう方もいらっしゃるのですが、例えばそういう1歳まで申請していたけれども、この場合でいいますと、当面その保育、1歳になれば今度保育で預けようというふうに考えていたのだけれども、その保育所の、保育園の都合で認められないということとなった場合に、1歳までのものを3歳になるまでの間の例えばもう一年とかというようなことで延長していただくというようになってしまう。

それで、その後に当面というようなことで申請があったのですが、例えば今度保育の受け入れが認められたということになれば、それは育児休業ということで認められていたけれども、その間は本人のまた申告によって休業期間を終わらせて、職場復帰ということになるものかと、今までの姿、もともとは休業を解いて職場復帰することで、収入が途絶えているわけですから、本来は復帰することは本人にとってはそれが基本のわけですが、たまたま保育の都合でできないということに対してのこの規定を設けるということになって、そういうふうな内容になっています。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 理解とすれば、当面というのは前段からいくと、申し込みを行っているわけになっているから、申し込みをやっていて、それがかなうことになったので、そこでもう育児休業が、短縮しますという申し出をするという当面という理解でいいのですか。

総務課長（吉澤深雪君） もう一回。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 例えば今言われた1年でやったのだけれども、保育所に申し込んだのだけれども、あきがなく、多分余り考えられないことだと思っただけだけれども、あきがなく逃しましたと、延伸したのだけれども、その当面というのはいつになるかわからないので、1年後にあきが出ましたよということが入ることができましたと。そうすると、もうここで終わりですというまた申し出があって、育児休業を終了すると、こういう理解でいいのかということ。なぜ僕が説明しなければいけないのか。こういう理解ですか。当面というのは、そういう理解でよろしいですか。

総務課長（吉澤深雪君） はい。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかございますか。

それでは、議案第35号の質疑はこれで終了いたします。

次に、一般会計、議案第36号について説明をお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 議案第36号、15ページからになります。平成29年度田上町一般会計補正予算（第2号）であります。内容につきましては、歳入歳出それぞれ2,613万2,000円を追加するものでありまして、歳入につきましては議案書のページめくって21ページからになります。まず2、歳入ということで12款分担金及び負担金ということで民生費負担金ということで説明欄にあります。老人ホーム入所者等の負担金ということで、これは三条にあります県庁舎について入所者が1人増えたことから、その分の受け入れを追加するものであります。

それから、14款国庫支出金であります。2項2目1節社会福祉費補助金ということで臨時福祉給付金の補助金、経済対策分ということで174万円の交付決定があったことから今回追加させていただいた内容であります。

それから、15款県支出金であります。県補助金で民生費県補助金としましては説明欄にあります。地域生活移行促進事業補助金ということで25万円あります。これは28年度で一旦上げましたが、もう一回予算計上仕直しというようなことで、障害者のグループホームの備品購入関係ということで田上福祉会に対する町からの補助金の県の補助分ということであります。

それから、4目の農林水産業費の県補助金であります。3節農業振興費補助金ということで新規就農者の支援事業、それから園芸生産の促進というようなことでありまして、それぞれハウス野菜等の関係の施設整備関係で2分の1、あるいは10分の4.5、45%の県の補助ということであります。

それから、ページ進めまして22ページになります。3項委託金であります。総務費委託金、4節統計調査費委託金ということで工業統計調査について1万円、追加の交付決定があったことから、受け入れをいたすものであります。

続いて、19款繰越金であります。今回1,692万8,000円追加させてもらう関係であります。財源につきましては一応29年度への繰越金は、これ見込みとしましては、まだ決算出ておりませんが、1億9,270万円ほどということで見込んでおります。

それから、20款諸収入であります。5項雑入、2目雑入、3節還付金及び交付金ということで自治総合センターのコミュニティ助成の交付金ということで320万円あります。これについては申請していたものが自治総合センターから認められたということで交付決定があったもの、内示を受けたものについて今回追加お願いするものであります。内容につきましては、歳出に出てきますが、石田地区の石田・

興野公民館の備品購入費の関係について220万円、それから消防団の小型動力ポンプ入れ替えに伴う経費ということで100万円交付決定されましたので、今回お願いをするものであります。

ページめくりまして、23ページからになります、歳出になります、歳出については初日の町長の提案説明にありましておりに、ほとんどの款に関連しまして、4月の定期人事異動に伴う人件費の増減整理をお願いしておりますが、それ以外のものを中心にご説明していきたいと思っております。

まず、2款総務費、1項1目一般管理費ということで、一般管理費はほとんどは人事異動に伴う関係であります、一般管理費の一番下に22節補償補填及び賠償金ということで4万1,000円ありますが、これは今日冒頭に専決処分の関係で参考資料の追加資料ということで説明させていただいた関係の賠償額になります。4万1,000円を今回追加させていただきました。それから、説明欄であります、地域情報化推進事業ということで50万円ありますが、時間外勤務手当ということで、これについては電算関係の移行に伴いまして県セキュリティクラウドあるいは強靱化マイナンバーの関係でかなりの業務が増えている関係で、今回時間外勤務手当ということで追加させていただきました。

5目自治振興費ということでありまして、220万円ありますが、コミュニティ助成関係ということで石田公民館の備品購入ということで220万円の追加お願いするものであります。なお、この内容につきましては備品関係であります、石田公民館の備品ですが、エアコンが2台、それから冷蔵庫1台、テレビ1台、55型のテレビ、それからサウンドボード、そのテレビの関係の音響的なものでありますサウンドボード、それからブルーレイのレコーダー、あとはアンテナ工事や配線関係、エアコン取り付けなどの関係でこのくらいの金額であります。

続いて、24ページであります、7目企画費であります、報償費ということでふるさと応援の寄附金記念品ということで250万円お願いしております、これはふるさと納税の関係で、既に湯田上温泉あるいは湯田上カントリークラブも追加させていただきましたが、利用補助券をお送りしております、その利用はちょっとおくれてというか、すぐには行かなくて、利用補助券を発行したものに対する利用は本年度に入ってからいっぱい出てきたものでありますから、既決の予算が不足、見込めるために今回、金額大きいのであります、追加をお願いするものであります。

続いて、10目少子化・定住対策費ということで11万円ありますが、これについ

ても少子化・定住対策ということで時間外勤務手当お願いしました。これは、地域コミュニティの支援ということで、今年中店地区についてミニ集会ということで数回夜お邪魔して地域コミュニティの支援ということで総務課の職員、何度か伺っている関係で、その関係の時間外を、ほかのものも今増えているものですから、追加をさせてもらったということでもあります。

それから、11日まちづくり拠点整備事業費ということで75万円、これも時間外勤務手当であります。道の駅の関係、いよいよ設計業務や交付金とか資料作成の関係がそれぞれかなり業務多忙になってきて、当初この関係を予算ちょっと見ていなかったものでありますので、今回追加お願いしたいということでもあります。

ページ飛びますが、26ページになります。26ページの5項統計調査費であります。2目経済統計調査費ということで、歳入で説明しましたが、工業統計関係の交付決定に伴いまして、それぞれ追加分を計上させていただきました。

2款については、以上であります。

産業振興課長（渡辺 仁君） 引き続きまして、私のほうからご説明申し上げます。

29ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。396万9,000円の補正をお願いするものでございまして、説明欄、農業振興事業ということで35万2,000円のマイナスとなっております。これは、人事異動に伴う増減分でございます。

引き続きまして、農業振興整備事業ということで432万1,000円をお願いするものでございます。先ほど歳入のほうでも触れましたけれども、いわゆる農林県単というものでございまして、上段の新規就農者資本装備支援事業補助220万円、これは新規就農者の補助をいただいている方でございますけれども、坂田の船久保さんが園芸用のパイプハウスを建ててトマト、レタス、葉物野菜を生産したいということでございまして、パイプハウスが間口が7.2メートル、いわゆる4間、長さが27メートル、15間、1棟当たり194.4平米のパイプハウス、径が、間口が結構広いのでパイプ径が31.8ミリ、いわゆるサンインチパーというやつでございますけれども、大分大きなパイプ径のハウスとなっております。それを2棟ということで388.8平米、ということでございます。この辺については、最近のこういった農林県単の部分はほとんどがリース事業ということで、これもリース事業となっております。税抜きの400万円の2分の1が県補助、いわゆる50%補助でございますが、200万円。その補助残の10%を町のつけ足し分として支出ということで、この部分でいくと220万円ということになります。

次に、下段のほうですが、園芸生産促進事業補助と、ということで、これも川船の近藤さんという方、新たに園芸用のパイプハウスを導入して、春先の育苗からその後、トマト、レタス等を栽培したいということでございまして、これにつきましては船久保さんと同じで間口7.2メートル、4間の、長さ60メートル、間で割るとちょっと割り切れないのですが、33.3間になるのですが、面積としては432平米、間口が4間ですので、これも同じくパイプ径サンイチパー、31.8ミリのパイプハウス1棟ということでございます。これにつきましては、見積もりの段階でございましてけれども、先ほどもそうですが、420万円、税抜きです。その45%補助ということでございまして、県費補助は189万円。同じように補助残の10%を町の補助としまして、合わせまして212万1,000円の補助ということでございまして、よろしくお願いいたします。

続きまして、30ページ中ほどになります。7款1項商工費、2目商工業振興費ということで13節の委託料172万8,000円をお願いするものでございまして、説明欄、商工業振興事業172万8,000円。本田上・川船河地区農村地域工業等導入実施計画変更業務委託ということで私が持っている、平成5年度につくった農村地域工業等導入実施計画書がございましてけれども、今回の本田上工業団地の関係でございまして、商業関係が出てくる場合にこの農村地域工業等導入で入れた区域を変更する、縮小するような形になりますのでこの導入、実施計画のほうを見直しをかけなければだめということで変更の業務委託料、ということで172万8,000円をお願いするものでございまして、よろしくお願いいたします。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） おはようございます。続きまして、8款土木費、1項道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費でございまして、387万円9,000円の減額をお願いするものでございまして、これにつきましては、4月の人事異動に伴います人件費の減額でございまして、よろしくお願いいたします。

1ページおはぐりください。次に、8款3項3目の下水道対策費でございまして、471万2,000円の追加をお願いするものでございまして、これについては、下水道事業会計のところでお話ししますが、繰出金として471万2,000円の一般会計繰出金の追加をお願いするものでございまして、中身については、人事異動に伴う人件費でございまして、よろしくお願いいたします。

以上でございまして。

総務課長（吉澤深雪君） 続きまして、9款消防費になりますが、1項1日常備消防費

につきましては239万9,000円の追加であります、これは消防衛生保育組合の負担金、決定というか、当初予算に不足する額を今回追加させてもらうものであります。

それから、3目消防施設費ということで219万6,000円の追加を願いますが、説明欄にあるとおりであります、消火栓の移設工事ということで本田上地内の民地に設置している消火栓の移設、地権者から移設要望が出た関係がありまして、急遽移設するようなことをお願いしたいということであります。これは、窓口で75万円ほど見ていたのがありますが、それちょっと不足する関係がありまして、今回不足分を、47万8,000円ありますが、合わせますと123万4,000円ということになります、その関係の工事費をお願いしたいというものであります。

それから、18節の備品購入費171万8,000円ありますが、歳入でも説明しましたが、消防団の小型動力ポンプの補助が決まった関係がありますので、大分老朽化しているものを、今年度ほかに2台既に予算組んでおりましたが、もう一台、古いものを一気に更新をお願いしたいということで1台追加をさせてもらいたいということであります。それで、今年度は3分団、8分団、9分団の動力ポンプを入れ替えさせていただきたいということでありますので。

一般会計の説明については、以上になります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、議案第36号の一般会計、説明が歳入歳出終わりました。

皆さんのほうからご質疑ございましたらよろしく願います。

11番（池井 豊君） 23ページ、24ページでどちらも質問、要は賠償金の件です。示談書示されて、これ報告であったとおり、私それに何ら文句言う必要はないのですけれども、考え方ちょっと聞かせてください。

今回賠償額4万円程度で、そのくらいは普通に一般会計からするという事はありだと思っておりますけれども、今回のこの事故でも、例えばフロントガラスが割れて、それによって運転誤って車、大破させたなんていったら、場合によっては賠償金額二百万円、三百万円なんていうことも考えられたわけです。町としてそういう損害賠償に関することについて、保険に転化しようとか、幾らぐらいまでならば町の責任で払い切ろうとか、一般会計の中から払い切ろうとか、そういう考え方、どういうふうになっているのか。例えば造園業者にこういうものを委託している、造園業者は請負工事の賠償責任保険みたいなものに入っているでしょうし、個人で作業していれば個人賠償保険とか、そういうふうないろんな保険あると思うのですけれども、どういうリスクがあったときには保険に転化するとか、どういう金額以内の想

定ならば、一般会計の中でこうやってやっていこうかというふうな形の考え方があるのか、ちょっとそこをまずお聞かせください。

総務課長（吉澤深雪君） 町が当事者となる損害賠償の請求等があった場合の話ではありますが、一般的に総合賠償補償保険というものにまず町は入っておりますので、おおむね賠償責任が問われるものについてはその保険対応ができるということであり、車の関係であれば対人対物ということでそれぞれみんな入っておりますので、そこでまず対応できるものは全て保険で対応可能、賠償責任があるものについては保険で対応するということができております。

あと、金額的な面が話出ましたが、これはあくまでも町長のほうで専決処分ができる事項として、50万円以下のものについては専決処分ということで、今回のように報告を、今後報告させていただくというものでありますが、当然50万円を超えるような賠償責任等がある場合については専決処分ではなくて、事前に議会に諮って、議決をいただいた上で和解等の請求を進めていくということでもありますので、参考までにお知らせいたしました。

以上です。

11番（池井 豊君） ということは、今回も4万900円、損害賠償払うのですけれども、その保険で後で入ってくるというふうに考えればいいわけですね。それならそれでいいです。

続けて、質問します。次、24ページ、ふるさと応援寄附金記念品のことです。今日の新潟日報紙でも出ていたのですけれども、新発田市がふるさと応援の返礼品、返礼率といいましょうか、を3割にまで引き上げるというようなことの方針が示されたというふうに出ていました。田上町としては、返礼率というものを、率で考えているのか、物によってなのか、あれなのですけれども、返礼率をどのように捉えているのか、ちょっとそこら辺の考え方、お聞かせいただければと思いますが。

総務課長（吉澤深雪君） ふるさと納税の返礼品の関係ではありますが、昨年町としては9月から、ポータルサイトのふるさとチョイスに参加させていただいて、インターネットを使った形で大きく申し込み等をいただいておりますが、そのときからなのでありますが、返礼率を、従来の3割、4割というものだったのですが、ちょっと引き上げ行いまして、5割以下ということでやっておりますので、おおむね4割なり5割程度のラインアップで落ちついてきたのでありますが、今池井委員おっしゃるとおりに、実は総務省のほうから4月早々に通達なり通知ありまして、返礼割合に関しまして3割の返礼率にしてもらいたいなり、あるいは華美なものは避けるべ

きというような話がありましたので、町としましてもそれ今後の検討課題ということで、恐らく他の市町村の様子も見ながら、どうするかというのを今後決めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

総務産経常任副委員長（高取正人君） 関連で。返礼率を30%以下にということで、普通であればこれは減額補正になるかと思うんですが、増額で250万円増えていますので、今までどれくらいの報償費というか、ふるさと納税、今の時点であったのでしょうか。これから見込みはどれくらいということで。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今までの実績をですか。

総務産経常任副委員長（高取正人君） はい。今月の実績、今月までの。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今年度の今月でいいのですか。

総務産経常任副委員長（高取正人君） はい。

（何事か声あり）

総務課長（吉澤深雪君） 高取委員のご質問とはちょっと合わないのですが、今回補正予算でお願いしたものは、湯田上温泉の利用補助券と湯田上カントリーの利用補助券ということでありまして、それで利用補助券は既に発行しておりまして、それに対して実際に利用があった、湯田上温泉を利用された方がいらっしゃった関係で、それをまとめて、旅館から請求があるような関係でそれ今度、今年度に入ってからいろいろ出てきた関係で、今回ちょっとその予算が、既決の予算で不足する関係でお願いするというものでありまして、既に今年度に入ってから今請求受けているものは湯田上温泉が160万円、湯田上カントリーは54万円ということで、合わせて214万円ほどの利用されたものが今年度4月以降に請求があったということでもあります。予算としては、74万円ほどしかもう残っていないわけで、今回不足する140万円と、今後のまた見込みも出てくる関係ありますので、110万円ほどプラスさせてもらいまして、今回250万円ということで増額お願いしたいということでもあります。

以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） これ単式簿記ということで、この前私も質問したのですけれども、昨年度お返ししたものが29年度に費用が発生すると。ただ、実績わかりますか。

副町長（小日向 至君） 年度末わかりますが。3月末わかるし、この金は去年もらった金を今年使うのだという話だった。

11番（池井 豊君） 件数と金額はわかるはずだね。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そこをちょっと、では説明できるならば、今のを。
政策推進係長（渡辺 聡君） 参考までにですが、28年度のふるさと納税いただきました歳入額です。28年度の実績になりますけれども、件数としましては653件でございました。金額にしますと1,239万円の歳入実績でありました。総務課長が前段申し上げましたとおり、9月からふるさとチョイス、ポータルサイトのほうに加入をしておいておりますので、前半の5カ月間、4月から8月までの5カ月間につきましては従来どおりの形でやっておりましたので、この4月から8月までの間の実績でいいますと歳入額は60万円でした。それが9月から3月までの間での歳入金額が1,179万円ということで、合計いたしますと1,239万円になるという実績でありました。

以上であります。

12番（関根一義君） つかぬことを聞きますが、ふるさと納税に私が参加すると、公職選挙法の寄附行為に該当しますか。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 執行側、どなたであってもいいです。

総務課長（吉澤深雪君） 一般的に考えれば不適切であろうと思いますが、今選管書記している者に聞いたら、確実なことは今答えられないので即答は……後でまた調べた上でお答えしたいという。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今は、時間を与えれば調べられますか。

総務課長（吉澤深雪君） この場ではなくて、県の選挙管理委員会に問い合わせた上でちゃんとしたお答えをしたいということなのでございますので、この場で休憩をもらって、すぐにお答えできるというものではないかなと思います。

（何事か声あり）

総務課長（吉澤深雪君） 私新聞というものはよく読んでいないので。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今度読んでください、しっかり。市議員が地元の……

総務課長（吉澤深雪君） ただ、一般的な公職選挙法の関係もありますが、それ以前の問題としまして、例えば町民の方は町に寄附しても返礼品は差し上げませんので、それは承知しておいてください。

町民の方は、他市町村に寄附すれば、その関係の税控除受ければ、町の税収が減るということでもあります。当然ご承知とは思いますが。

以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 返礼品はなしということ、町民の方は。

総務課長（吉澤深雪君） 町民の方が町に寄附した場合は返礼品を差し上げない。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 議員がやると寄附行為になるというふうに思っています。委員会の最中で結論出せますか。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、今ほど問い合わせしてくれればいいのですが。

8番（熊倉正治君） 前に聞いたのでちょっと忘れちゃったので、見解をもう一度お聞きしたいのですが、23ページの自治振興費の宝くじの助成金になるのですか、コミュニティの助成事業。石田新田で補助をするというお話で、別に他意はないのですが、あそこの公会堂でエアコン2台と冷蔵庫とテレビ、不適切な言い方であったらごめんなさいなのですが、ちょっと過大な要望を受け入れたのかなというような気がしますが、それは地区の要望ですから、だめよとは言えないのではないかと思いますけれども、過去にもいろいろ補助を受けていると思うので、この辺の町としての上限というか、下限というか、何かを決めておかないと、出しっ放し、はい、どうぞどうぞというのもちょっとどういうものかなとう気もしますけれども、その辺の規制のようなものとか基準というようなものがあるのでしょうか、ないのでしょうか、その辺を含めてちょっとお聞きをしたいと思いますが。

総務課長（吉澤深雪君） 自治総合センターの助成金の定額というか、枠がありまして、それが助成額100万円から250万円ということで決まっております。その間で申請をするということでありまして、実際に毎年数地区から申請が上がってきます。五、六地区くらい上がってきまして、それを問題なければ町のほうとしては全て自治総合センターのほうに補助金ということで要望なり上げていきますので、どれを選定するかというのはそちらにかかっていますので、町のほうでどの地区がいいということではできないものですから、全て申請のものはそっくり上げさせてもらって、向こうが決めたものを決定としてありますので、石田公民館は決定されるものについて確かどうかというのは特にございません。

以上でございます。

8番（熊倉正治君） この制度が始まって何年ぐらいで、どのぐらいの地区にどの程度どうしたかというのは何かあるのですか。今出ればあれですけども、なければ後でちょっと参考までに出していただければと思いますが。

総務課長（吉澤深雪君） この制度自体が始まったのはいつからというのはちょっと私

も承知していませんが、かなり古くからありまして、実際地区なりが申請始めたのが最近になってからで、25年度では3地区が認められまして、26年度は4地区、27年度は……失礼。訂正します。25年度は3地区から要望ありまして、認められたのは羽生田の1地区であります。26年度は、2地区が認められたと。中店と四ツ合、千苧、四千堂でしょうか、27年度は本田上が決定したとありますし、28年度は2地区、後藤と青海、29年度は、今年度は石田というようなことであります。

直近については、以上であります。

11番（池井 豊君） 農林水産業費のところ、別に大した問題ではないのですが、私これ議案書見たときに園芸生産促進事業費というタイトルがついているのですが、私これ議案書見たときに園芸なので、田上にも花とか木とか、園芸農家がいるのだらうなと思っていたのですが、話を聞いたらトマト、レタスという話なのですが、ここら辺はこういう園芸生産の補助にそういうトマト、レタス、野菜を宛てがっても問題がないのかということ1点確認と。

田上町にそういう花とか何かを業としている園芸農家というのはいろのかどうかというのをちょっと聞かせていただければと思います。

産業振興課長（渡辺 仁君） 池井委員のご質問にお答えしますが、トマトとかレタスも入れて全部園芸とありますので、園芸という字を見ると、何か花のイメージしかないのだと思うのですが、みんな入ります、野菜は。

それで、いわゆるこれはもうハウスを建てるわけですから、施設園芸。普通で過去のこの辺でやっているのは露地の園芸になりますし、これは施設園芸ということになります。トマトとかレタス、別に問題なくやられるということですし……

11番（池井 豊君） 何軒あるか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 花やっている方も何人かはおられます。専門で花だけという方はいらっしやらないのですが、複合営農の中では結構いらっしやいます。実際本田上、うちの集落にもおりますし、川通りの方でも何軒でしょうか、詳しくはわからない。指折っていると結構いますので。

11番（池井 豊君） いや、それだけで結構です。

産業振興課長（渡辺 仁君） はい、ありがとうございます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほか。

では、関根委員の質問に答えられますか。

庶務防災係長（中野貴行君） 今ほどの寄附金の関係ですが、公職選挙法の第199条の2によりますと、そこ読みます、答えになるかと思っております。

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないということになっていますので、当該選挙区内では田上町の議員の方が田上町に寄附するというのは違法になりますけれども、ですので町議の方が田上町に寄附すれば、これはもう当然公選法の違反に該当するのだらうと思います。逆に言うと、県外とか選挙区外でのものに対しては問われることにはならないのではないかなというふうに思いますが、もしされるのであれば、事前によく確認して、ご相談いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

12番（関根一義君） 私が田上町に寄附すれば寄附行為に当たるというのはそれはわかっている。だから、公職選挙法に抵触しますよというのはわかっています。

ところで、ふるさと納税を活用した寄附の場合はそれに該当するのかということを知っているのです。これは、よその自治体では自分の自治体に寄附した議員がいたのです。それはおかしいではないかということで、今回新聞で記事になって、是正しようではないかという動きになっている。ところがそういう動きに対して何も正式な見解もらっていないから、俺はしてみようかなとも思っているのだけれども、そこはそれが抵触するかどうかというのを質問したのです。前段は承知しています。いかなる場合においても私が田上町に寄附行為すれば公職選挙法に抵触するというのは承知しているのだけれども。ところで、ふるさと納税はどうなのだよということを知っているわけです。これは、寄附というふうになっていますけれども、それに該当するかどうかという、そのこのところの考え方です。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今聞く。

12番（関根一義君） 後で聞きに行く。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかございますか。いいですか。

では、質疑を終了します。

10時10分まで休憩しますので、時間厳守でお願いします。

午前 9時53分 休憩

午前10時08分 再開

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、時間ちょっと早いようですけれども、出席者はそろったようですので、再開いたします。

それでは、議案第36号の一般会計の補正予算について、その他、最終的にございませんか。よろしいですか。

では、これで議案第36号の……

庶務防災係長（中野貴行君） すみません。先ほどの関根委員のご質問の関係で補足させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） はい。

庶務防災係長（中野貴行君） 先ほど関根委員の質問でふるさと納税の場合、公職選挙法に該当するかどうかということに対しまして県の選管に確認したところ、ふるさと納税についてもどのような理由があっても、公職選挙法でありますので、ふるさと納税であっても公職選挙法に抵触するというような見解がありましたので、報告させていただきます。

12番（関根一義君） はい、わかりました。しません。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） これは、県の選管ですか。

庶務防災係長（中野貴行君） はい、確認しましたので。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかなければ、議案第36号については質疑を終了します。

それでは、次に議案第37号から39号まで一括でいきたいと思いますので、ご説明をお願いいたします。

まず、では37号から。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、私のほうから議案第37号、38号、39号をさせていただきますので、お願いします。

最初に、議案第37号でございますが、38ページからになります。よろしいでしょうか。29年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ471万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,171万2,000円とするものでございます。

それでは、説明させていただきます。この内容につきましては、4月の人事異動に伴う人件費及び共済費の追加をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。詳細に説明させていただきます。

歳入でございますが、43ページになります。4款1項1目の繰入金です。471万2,000円の追加をお願いするものでございます。内容については、一般会計の繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、2款1項1目の下水道事業費につきまして471万2,000円追加をお願いするものでございます。先ほどもお話ししましたとおり、人事異動に伴う分と、職員を1人そこに追加したものでございまして、下水道事業につ

きましては先般から雨水事業の計画や、これからちょっと重たくなるものですから、1人追加したことによりまして人事異動分と職員の1人分の追加で、合わせて471万2,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくよろしくお願い致します。

次に、議案第38号でございます。議案第38号につきましては、49ページからになります。田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出それぞれ111万3,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ7,911万3,000円とするものでございます。今回の集落排水事業特別会計の補正予算につきましては、石田新田地内において住宅新築が1軒新たに建ちましたので、それに伴う公共汚水升設置工事の工事費に不足を生じることから工事請負費の追加をお願いするものでございます。

それでは、詳細に説明しますが、歳入でございます。歳入につきましては、54ページ、4款1項1目の繰越金111万3,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出でございますが、1ページおはぐりください。55ページになりますが、1款2項1目の管渠維持費でございますが、111万3,000円をお願いするものでございます。先ほどもお話ししましたとおり、石田新田地内において1軒住宅が建ったことによりまして公共汚水升設置工事の追加の工事請負費をお願いするものでございます。なお、口径につきましてはパイが150ミリで、延長が8.5メートルの公共汚水升設置工事を行うものでございます。

次に、議案第39号をお願い致します。56ページになります。田上町水道事業会計補正予算の第1号でございます。予算3条に定めた収益的収入の水道事業収益予定額を12万円追加し、2億4,713万9,000円とする補正、収益的支出の水道事業費用予定額を20万4,000円追加し、2億6,459万5,000円の予定額とするものでございます。その内容につきましては、この4月1日に行われました職員の人事異動に伴う補正でございませので、よろしくお願ひ致します。

それでは、57ページお願ひ致します。収入でございますが、収益的収入及び支出、1款2項5目の他会計補助金ということで補正予算12万円をお願いするものでございます。これについては、一般会計補助金ということでございませが、人事異動に伴いまして児童手当分、要は児童手当の要る職員が異動してきたということになりますので、他会計から法に定められている児童手当分を12万円、収入として見込んであるものでございませ。

また、支出でございますが、1款1項2目の総係費のところでございますが、補

正予算として20万4,000円の追加をお願いするものでございます。その内容につきましても1節から41法定福利費引当金まででございますが、人事異動による職員の異動に伴いまして、それぞれ追加や減額をお願いするもので、総体として20万4,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 3件の特別会計の水道事業ありますけれども、皆さんのほうからご質疑ございましたらお願いいたします。

11番（池井 豊君） すみません。今回の議案とは直接関係ないのですけれども、全般でちょっと答えられる範囲で答えてもらいたいののですけれども、下水道関連の雨水事業、今年から動き始めたのですけれども、それに関して進捗状況といいたいでしょうか、例の配水池の場所のめどとか住民の反応とか、そういうところもし話せることがあれば、この委員会でちょっと報告していただければと思いますが。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 議案とは直に関係はしませんけれども、情報ということでもよろしいですね。答えられますか。

地域整備課長（土田 覚君） 先般の全員協議会で下水道のところでもお話ししましたが、今順調に雨水事業の法整備等事業計画変更が進んでございます。これから区長説明や地区のほうに入って行って、最終的には本年度事業計画変更等、法整備が終わる予定になっています。そこまででございます。順調に進んでいるということだけ認識していただければと思います。

以上でございます。

11番（池井 豊君） では、その地区説明というのはいつごろを予定しますか。そこだけちょっと。大体のイメージでもいいです。

地域整備課長（土田 覚君） 最初には区長説明ということになっていますし、次には直接関係のある地権者というふうな形になっていると思いますので、最終的に地区におろせるのは、地権者説明が終わって、ある程度の位置がはっきりして、ある程度の内諾というところまで行った段階で地区におろしていくような形になるかと思っています。場所が変われば、またすごく場所が変わってきますので、一応まだその地権者等のあれもありますのでもう少し、決まった中でまた議会にお話しいたしますが、地権者等にはまだおろしていませんので、よろしく申し上げます。

11番（池井 豊君） はい、わかりました。ありがとうございました。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほか質疑ございますか。

なければ3件の質疑を終了いたします。

総務産経委員会に付託をされました案件につきましては5件の審査、全て終了いたしました。

それでは、これより各議案について討論及び採決を行います。

まず、議案第35号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり決しました。

次に、議案第36号 平成29年度田上町一般会計補正予算(第2号)議定について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり決しました。

次に、議案第37号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり決しました。

次に、議案第38号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり決しました。

最後になりますが、議案第39号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第1号)議定について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり決しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時22分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成29年6月22日

総務産経常任委員長 皆川忠志